

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年7月 10 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600003号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600029号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年10月21日から同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成24年10月21日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年10月21日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年10月21日から同年12月1日まで

私は、平成24年11月末までA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成24年10月21日となっており、納付できない。給与明細書を提出するので、喪失年月日を平成24年12月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書、A社の回答等から判断すると、請求者は、請求期間も同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における請求者の資格喪失年月日が厚生年金基金の記録における資格喪失年月日と同日の平成24年10月21日となっており、年金事務所と厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2600128 号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600028 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和4年7月1日の標準賞与額については、29万円を34万円に訂正することが必要である。

令和4年7月1日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年7月1日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年7月1日

A社から令和4年7月1日に支払われた標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と相違していることが分かったので、当該期間に係る標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支払明細書及び預金取引明細表並びにA社の回答により、請求者が同社からオンライン記録の標準賞与額(29万円)を超える34万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤った額で年金事務所に提出した旨陳述していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2600134号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600027号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年3月18日から昭和52年4月1日まで

A社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録及び厚生年金基金(A社厚生年金基金)の記録が消えているので、当該期間が厚生年金保険の被保険者及びA社厚生年金基金の加入員となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録及び厚生年金基金の加入員記録が消えているとして年金記録の訂正を求め、令和8年1月7日に日本年金機構B年金事務所において、本件年金記録の訂正請求書を提出しているところ、厚生年金保険原簿であるオンライン記録及び日本年金機構が保管するA社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同事業所における請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和46年3月18日、資格喪失年月日は昭和52年4月1日といずれも記録されており、当該期間は既に同事業所における厚生年金保険の被保険者期間である。

また、前述の被保険者名簿の請求者に係る種別欄には、特例第2種被保険者(厚生年金基金加入女子)を示す「6」の押印が確認できる上、オンライン記録においても、被保険者種別は「6」として記録されており、請求者は、請求期間において、厚生年金基金の加入員であることが確認できる。

さらに、A社は、当事業所はB厚生年金基金に加入しており、「A社厚生年金基金」を設立したことはない旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社が加入するB厚生年金基金の加入員であると同時に、同事業所における厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、当該記録を訂正する必要は認められない。